

入院誓約書における強制退院（退院命令）基準

当院の安全かつ円滑な医療の提供および良好な環境の維持のため、患者様またはその関係者が以下の事項に該当した場合、期日を定めて退院（強制退院・退院命令）を指示することがあります。

■ 院内での暴言・暴力行為	他の患者や医療従事者に対する嫌がらせ、脅迫、暴行行為
■ セクシャルハラスメント行為	医療従事者や他の患者に対する性的な言動、不要な身体接触、つきまと い、不快な視線・発言等
■ カスタマーハラスメント行為	医療従事者や病院スタッフに対する理不尽・過剰な要求、長時間の対応 強要・拘束、威圧的な態度の継続等
■ 病院設備・機器・備品等の破損行為	故意または著しい不注意による病院設備、医療機器、備品等の破損・汚 損・破壊行為
■ 無許可での撮影・録音・SNS 投稿	病院敷地内における無許可での撮影（写真・動画等）及び録音、ならび にそれらのインターネット・SNS 等への投稿行為
■ 医療従事者の指示不順守	治療方針への著しい不協調、正当な理由のない服薬拒否、必要な検査や リハビリの不当な拒否
■ 院内ルール・無断離院の不遵守	無断外出・無断外泊、面会時間の不遵守、許可のない禁止区域への侵入
■ 飲酒・喫煙・危険物の持ち込み	敷地内（建物内・駐車場等含む）での喫煙・飲酒、火気や刃物・危険物 等の持ち込み
■ 他の患者への迷惑行為・秩序混乱	大声や騒音、他者への宗教・政治・営利目的等の勧誘活動、院内秩序を 乱す行為
■ 入院費用の不払い・延滞	正当な理由がなく、催告を受けたにもかかわらず継続して入院費用の支 払いを滞納した場合
■ 虚偽の申告	入院手続き、身元保証書、または問診時の重大な経歴・病歴・連絡先等 の情報偽り
■ 共同生活の継続が困難と判断される 場合	その他、安全や衛生面において著しい支障をきたし、当院での共同生活 の継続が困難と認められる行為